

入札公告（説明書）

令和 8 年 3 月 25 日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

1. 調達手続きの概要

- 1-1. 調達機関番号 417
- 1-2. 所在地番号 11
- 1-3. 品目分類番号 41、42
- 1-4. 契約件名（工事名） 東京外環自動車道 草加地区耐震補強工事
- 1-5. 契約責任者 NEXCO 東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
- 1-6. 契約担当部署 NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
- 1-7. 競争契約の方法 公募型プロポーザル方式
- 1-8. 競争参加資格の確認 事前審査方式（通知型）
- 1-9. 契約図書
 - (1) 本工事の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 入札公告（説明書） 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
 - ② 標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等請負契約書】及び【土木工事請負契約書】を使用すること
 - ③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
「【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》」及び「【郵送入札】《調査等》」に示す「入札方法」に該当する指示書を使用すること
 - ④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（令和 7 年 7 月）】及び【土木工事共通仕様書（令和 7 年 7 月）】を使用すること
 - ⑤ 基本条件書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
 - ⑥ 特記仕様書（案） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
 - ⑦ 参考図 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
 - ⑧ 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1 のとおり
 - ⑨ 担当者連絡先届 本書の別紙様式 2 のとおり
 - ⑩ 技術資料 本書の別紙様式 3 のとおり
 - ⑪ 技術提案書 本書の別紙様式 4 及び 5-1～5-5 のとおり
 - ⑫ 工事工程表 本書の別紙様式 6 のとおり
 - ⑬ 参考見積書 本書の別紙様式 7-1～7-2 のとおり

- ⑭ 基本協定書案 本書の別添 1 のとおり
- ⑮ 貸与用電子媒体借用申込書 本書の別添 2 のとおり
- ⑯ 質問一括回答試行対象工事等 本書の別添 3 のとおり
- ⑰ 技術資料作成説明書 本書の別添 4 のとおり
- ⑱ 技術提案書作成説明書 本書の別添 5 のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書を、NEXCO 東日本のホームページからダウンロードして取得すること。

契約図書の交付期間は、入札公告の日から令和 8 年 4 月 22 日まで

1-10. その他

・本工事は「質問一括回答試行対象」である。

※詳細については、本書 11-2.、11-3. 及び別添 3「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 工事概要

2-1. 工事概要 本書 1-9(1)⑤に示す『基本条件書』、及び本書 1-9(1)⑥に示す『特記仕様書(案)』を参照のこと

2-2. 工事内容 本書 1-9(1)⑤に示す『基本条件書』、及び本書 1-9(1)⑥に示す『特記仕様書(案)』を参照のこと

2-3. 参考額 本工事に先立って実施する設計業務の規模は 2 億円程度(税込み)を想定している。また、本工事の規模は 110 億円程度(税込み)を想定している。
※参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。

2-4. 週休 2 日工事 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日推進工事(発注者指定方式)」である。

2-5. 余裕期間制度 本工事は、土木工事共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、NEXCO 東日本が示した余裕期間内(工事着手期限までの間)で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる制度のこと。

なお、余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。

2-6. 技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)の概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプ(以下「技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」という。)の対象工事である。

(1) 技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結した後、当社と優先交渉権者との間で締結される別添 1「基本協定書」に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する方式である。

- (2) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）では、契約の内容が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは設計業務の契約と同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。
- (3) 価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合わせを実施した上で、優先交渉権者と建設工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

3. 調達手続きの日程

3-1. 調達手続きの日程

別表1「調達手続きの日程」を参照のこと

4. 調達手続きに参加するための条件等

4-1. 競争参加資格

競争参加者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記4-2.に示す「競争参加資格確認申請書等」（以下「申請書等」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記4-3.に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記5-3.に示す技術提案書の提出期限日において下記①又は②のいずれかに該当するものであること。

①単体で競争参加する場合

工事種別「土木補修工事」及び「橋梁補修工事」に係るNEXCO 東日本の『令和7・8年度競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工種に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「土木補修工事」については1250点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上の者であること。（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、「土木補修工事」については1250点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上の者であること。）

②特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を構成して競争参加する場合

工事種別「土木補修工事」、「橋梁補修工事」に係るNEXCO 東日本の『令和7・8年度競争参加資格』を有する者でかつ、「経営事項評価点数」が「土木補修工事」については1150点以上、「橋梁補修工事」については1100点以上の者であること。（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、「土木補修工事」については1150点以上、「橋梁補修工事」については1100点以上の者であること。）

また、構成員の数は2者から5者（土木補修工事が最大3者、橋梁補修工事が最大2者）で、別表2『競争参加資格要件早見表』を満たすこと。

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。

(4) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。(NEXCO 東日本が「地域3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)

ただし、技術提案書提出期限の翌日から、建設工事の契約の相手方決定の日までの期間については、NEXCO 東日本が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。なお、特定JVの場合は、すべての構成員が本項の条件を満たすこと。

(5) 審査基準日において、平成22年度以降に、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関から直接仕事を受注する企業(以下「元請」という。)として完成・引渡しが完了した以下の同種工事の施工実績をすべて有すること。

同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること

①道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の耐震補強工事

②道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の新設工事

同種工事 b) 次の①から③のいずれかの実績を有すること

①道路橋における鋼橋上部工の新設工事

②道路橋における鋼製橋脚の耐震補強工事

③道路橋における鋼製橋脚の新設工事

同種工事の施工実績については、別表2『競争参加資格要件早見表』を満たすこと。

ただし、特定JVの構成員としての同種工事の施工実績は、甲型の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は出資比率が20%以上のものに限る。乙型の構成員としての実績は、分担工事が同種工事のものに限る。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

また、NEXCO 東日本が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績及び工事成績評定点合計(以下「評定点合計」という。)を当社から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事の施工実績は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。ただし、特定JVの場合は、特定JVとして設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。設計管理技術者及び照査技術者はそれぞれ5人を限度に競争参加資格確認申請時に申請できるものとする。なお、設計業務履行期間中はその中から設計管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。

①資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す a から e のいずれかの資格を有すること。

【設計管理技術者及び照査技術者】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士【総合技術監理部門（建設—鋼構造及びコンクリートあるいは道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - b 技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリートあるいは道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - c 上記bの資格と同等の能力と経験を有する者（外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、RCCM 相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。）以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。）
 - d RCCM（鋼構造及びコンクリート部門あるいは道路部門）に合格し、RCCM 資格制度による登録を行っている者。なお、RCCM に合格している者が、RCCM 資格制度による登録ができない立場にいる者についても RCCM と同等の能力を有している者として認めるものとする。
 - e 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者（いずれも鋼・コンクリート）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。
- (7) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。
- ① すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上であること。ただし、許可を有してからの営業年数が5年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
 - ② 「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」の案（入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》書式1-2。以下「協定書案」という。）が提出されていること。ただし、すべての構成員が上記(2)に示す工事種別の競争参加資格を有する場合は、当該協定書案は、協定書案又は特定建設工事共同企業体協定書（甲）（入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》書式1-1。）のどちらでもよい。
 - ③ 特定JV乙型を構成する場合で、「土木補修工事」、「橋梁補修工事」のいずれかにおいて構成員が複数となる工事種別（以下「複数構成員工事種別」という。）がある場合は、各複数構成員工事種別に係るすべての構成員が、20%以上の出資比率を有し、かつ当該構成員の出資の割合を確認することができる合意書等（複数構成委員工事種別ごとにすべての構成員の代表者が記名押印したものをいい、以下「出資割合合意書」という。）の案が提出されていること。
 - ④ 各構成員が対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - ⑤ 特定JVを甲型とする場合は、各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること、代表者の出資比率が構成員中最大であること及び特定建設工事共同企業体協定書（甲）案が提出されていることのすべてを満たしていること。
- (8) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

業務名 東京外環自動車道 三郷地区耐震補強設計（受注者：（株）櫻エンジニアリング）

業務名 東京外環自動車道 草加地区耐震補強設計（受注者：（株）エイト日本技術開発）

業務名 東京外環自動車道 草加地区段差防止構造設計（受注者：日本エンジニアリング（株））

(9) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事を監督する部署の施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記（8）に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の受注者

業務名 東京外環自動車道 三郷管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務（受注者：計画エンジニアリング（株））

業務名 東京外環自動車道 三郷管内耐震補強施工管理業務（受注者：三和建設コンサルタンツ（株））

業務名 関東支社管内 橋梁施工管理業務（受注者：（株）拓進工営）

業務名 令和 6 年度 関東支社管内 土木工事等積算支援業務（受注者：（株）施工技術研究所）

(10) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが特定 J V の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同 法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人 の 定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

- ③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の共同企業体の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

4-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書等を作成しなければならない。

申請書（様式）	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書（様式 1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項を記載のうえ記名すること ・ その他補足事項については、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[9][3] ①を参照のこと
担当者連絡先届（様式 2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項を記載のうえ記名すること
技術資料（様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 4-1. (5)に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の施工実績、及び上記 4-1. (6). ①に示す「資格」を満たす設計管理技術者及び照査技術者について記載すること ・ 特定 J V の場合は構成員毎に上記 4-1. (5)に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること
特定建設工事共同企業体協定書案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定 J V により本件への参加を希望する競争参加希望者は、協定書案を入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[9]及び指示書書式 1-1 又は 1-2 に基づき作成すること

(2) 競争参加希望者は、申請書等の作成に係る留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[9]を参照のこと。

4-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、上記 4-2. で作成した申請書等を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日の翌日から令和 8 年 4 月 22 日 16 時 00 分まで

② 申請場所 上記 1-6. 「契約担当部署」

③ 申請方法 電子メール又は書留郵便等により提出すること。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

※電子メールの場合は申請書等への押印は不要とする。

※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。

※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。

④申請書類 上記 4-2. により作成した申請書等

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[9][2]を参照のこと。

4-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知 令和8年5月中旬を予定している。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[10]及び[11]を参照のこと。

5. 技術提案書

5-1. 技術提案の評価項目

(1) 技術提案の評価項目等（評価項目・評価方法・配点）

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

分類	求める提案	評価項目	配点
理解度	設計業務の実施方法及び実施体制に関する提案	・事業目的、現地条件、与条件に対する理解 ・提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解 ・実施方針、実施手順、実施体制に対する理解	30.0点
主たる事業課題に対する提案能力	夜間工事における近隣への騒音・振動の影響が少ない施工計画の提案能力	夜間における施工を想定した上で騒音・振動の影響が少ない施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点	20.0点
主たる事業課題に対する提案能力	一般道の車線幅員への影響を必要最小限にするための施工計画の提案能力	基本条件書に示す特別対応想定箇所に対して、下記を満たす施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点 ・必要最小限の車線幅員確保	40.0点
主たる事業課題に対する提案能力	実施設計及び工事の費用抑制に有効な施工計画等の提案能力	契約後の実施設計及び工事の費用増加リスクを回避するために有効な施工計画等を立案する際の課題、着目点及び留意点	10.0点

主たる事業課題に対する提案能力	中川橋の河川区域内橋脚の施工を限られた期間内で施工可能な施工計画の提案能力	中川橋の河川区域内橋脚 P237 及び P238 の施工を基本条件書に示す制約条件を満たした上で、限られた期間内で施工可能な施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点	40.0 点
配点計			140.0 点

(2) 技術提案の評価基準

技術提案の評価は、具体的な評価項目ごとに NEXCO 東日本の各評価者が下表の評価基準に基づき採否及び評価点の付与を行い、以下に示す方法で評価点を算出する。

- ① 各評価者が評価項目に対する提案を下表に示す評価基準に基づき評価を行う。
- ② 評価項目ごとに各評価者の評価値の合計を評価者数で除して、各評価項目の評価値を算出する（少数第 4 位を切り捨てとする）。

分類	求める提案	評価項目	評価	評価基準	配点
理解度	設計業務の実施方法及び実施体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的、現地条件、与条件に対する理解 ・提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解 ・実施方針、実施手順、実施体制に対する理解 	優	事業目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素等に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が <u>具体的に示され、相対的に実効性が高く、大きな効果が期待できる優れた提案となっている。</u>	30/30
			良	事業目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素等に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が <u>示され、相対的に効果が期待できる提案となっている。</u>	15/30
			可	不適切ではないが、 <u>効果が期待できない提案となっている。</u>	0/30
			不適格	必要事項が記載されていないなど妥当ではない。	非選定
主たる事業課題に対する提案能力	夜間工事における近隣への騒音・振動の影響が少ない施工計画の提案能力	夜間における施工を想定した上で騒音・振動の影響が少ない施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点	優	夜間に必要な施工及び騒音・振動が発生する作業が明確となっており、それらの近隣への影響を極力低減させるために有効な施工計画を立案する上での、課題、着目点及び留意点が <u>具体的に示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素及び課題・不確定要素への対応策が明示されており、相対的に実効性が高く、大きな効果が期待できる優れた提案となっている。</u>	20/20
			良	夜間に必要な施工及び騒音・振動が発生する作業が明確となっており、それらの近隣への影響を極力低減させるために有効な施工計画を立案する上での課題、着目点及び留意点が <u>示され、相対的に効果が期待できる提案となっている。</u>	10/20
			可	不適切ではないが、 <u>効果が期待できない提案となっている。</u>	0/20
			不適格	必要事項が記載されていないなど妥当ではない。	非選定
主たる事業課題に	一般道の車線幅員への影響を必要	基本条件書に示す特別対応想定箇所に対して、	優	基本条件書に示す特別対応想定箇所に対して、現地状況を把握し、施工時に車線幅員を必要最小限(3.0m 程度)確保する上での課題、着目点	40/40

対する提案能力	最小限にするための施工計画の提案能力	下記を満たす施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点 ・必要最小限の車線幅員確保		及び留意点が具体的に示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素及び課題・不確定要素への対応策が明示されており、相対的に実効性が高く、大きな効果が期待できる優れた提案となっている。	
			良	基本条件書に示す特別対応想定箇所に対して、現地状況を把握し、施工時に車線幅員を必要最小限(3.0m程度)確保する上での課題、着目点及び留意点が示され、相対的に効果が期待できる提案となっている。	20/40
			可	不適切ではないが、効果が期待できない提案となっている。	0/40
			不適格	必要事項が記載されていないなど妥当ではない。	非選定
主たる事業課題に対する提案能力	実施設計及び工事の費用抑制に有効な施工計画等の提案能力	契約後の実施設計及び工事の費用増加リスクを回避するために有効な施工計画等を立案する際の課題、着目点及び留意点	優	契約後の実施設計及び工事の費用増加リスクを回避するために有効な施工計画等を立案する上での課題、着目点及び留意点が具体的に示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素及び課題・不確定要素への対応策が明示され、かつ提案を踏まえた概算額が算出されており、相対的に実効性が高く、大きな効果が期待できる優れた提案となっている。	10/10
			良	契約後の実施設計及び工事の費用増加リスクを回避するために有効な施工計画等を立案する上での課題、着目点及び留意点が示され、相対的に効果が期待できる提案となっている。	5/10
			可	不適切ではないが、効果が期待できない提案となっている。	0/10
			不適格	必要事項が記載されていないなど妥当ではない。	非選定
主たる事業課題に対する提案能力	中川橋の河川区域内橋脚の施工を限られた期間内で施工可能な施工計画の提案能力	中川橋の河川区域内橋脚 P237 及び P238 の施工を基本条件書に示す制約条件を満たした上で、限られた期間内で施工可能な施工計画を立案する際の課題、着目点及び留意点	優	基本条件書に示す制約条件を満たした上で、現地状況を把握し、限られた期間内で施工可能な施工計画を立案する上での課題、着目点及び留意点が具体的に示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素及び課題・不確定要素への対応策が明示されており、相対的に実効性が高く、大きな効果が期待できる優れた提案となっている。	40/40
			良	基本条件書に示す制約条件を満たした上で、現地状況を把握し、限られた期間内で施工可能な施工計画を立案する上での課題、着目点及び留意点が示され、相対的に効果が期待できる提案となっている。	20/40
			可	不適切ではないが、効果が期待できない提案となっている。	0/40
			不適格	必要事項が記載されていないなど妥当ではない。	非選定

《留意事項》

- ① 各評価項目に対する記載内容の一部を不適切とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。
- ② 各評価項目のいずれかにおいて不適格とした場合は、全ての記載内容を非選定とする。
- ③ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価ができない場合は不適格とし、非選定とする。
- ④ 技術提案の評価には、添付資料を用いないものとする。
- ⑤ 技術提案書が未提出の場合は、不適格とし、非選定とする。

5-2. 技術提案書等の作成

競争参加者は、次に示す技術提案書等を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添5「技術提案書作成説明書」に従うこと。

技術提案書等（様式）	作成に係る留意事項
技術提案書等の提出書 （様式 4）	・ 必要事項を記載すること。
技術提案書 （様式 5-1～5-5）	・ 評価項目ごとにA4 サイズ（片面）1 枚を限度として提案を行うこと。 ・ 上記枚数を超える場合でも技術評価点の加点を行わない。 ・ 文字の大きさは10 ポイント以上とし、図表を含んでもよいが判読可能であること。 ・ 技術提案の内容を補足する参考資料がある場合は、評価項目ごとにA3 サイズ2 枚（片面1 頁）以内で添付することができる。
工事工程表 （様式 6）	・ 指定の様式に沿って記載すること。
参考見積書 （様式 7-1～7-2）	・ 設計及び工事についてそれぞれの様式に従って記載すること。

5-3. 技術提案書等の提出

競争参加者は、上記 5-2. で作成した技術提案書等を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和 8 年 6 月 30 日 16 時 00 分まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等により提出すること。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

※電子メールの場合は申請書等への押印は不要とする。

※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式 2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。

※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正 1 部・副 5 部を提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。

5-4. 技術提案ヒアリング（技術対話）

- (1) 技術提案書の提出を行ったすべての競争参加者に対し、個別に、技術提案の内容に係るヒアリング（以下「技術対話」という。）を行うので、競争参加者はこれに応じなければならない。
- (2) 技術対話の実施日時は、以下のとおりとする。
 - ① 実施期間 令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 7 月 31 日までを予定

- ② その他 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時等については、担当者連絡先届（様式 2）に記載された担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) 技術対話の実施に関しては以下のとおりとする。
- ① 技術対話の範囲は、技術提案に関する事項を基本とする。
 - ② 技術対話はすべての提案者と 1 回以上、対面方式（もしくは WEB 方式）により行う。
 - ③ 競争参加者側の技術対話への出席者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とし、10 名以内とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。
 - ④ 技術対話時の資料は、提出された技術提案書等（添付資料を含む）のみを用いて実施するため、技術提案書等の再提出は要しない。また、追加資料の提出・提示は一切認めない。
 - ⑤ 競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。
 - ⑥ 競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。
 - ⑦ 技術対話の過程において、設計図書を補足すべき事項が確認された場合には、参加者間の公平性確保のため、その都度、すべての参加者に対して周知を行う。
 - ⑧ 技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認したうえで必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、当社は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱う。
 - ⑨ 技術対話により双方が合意した事項を対話の場で提案者と確認を行う。
 - ⑩ 当社による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善についても受け付ける。
 - ⑪ 技術提案書等に加えて、必要に応じて見積条件書等の提出を求める場合がある。

5-5. 改善技術提案書等の提出

- (1) 技術対話の結果、当社が競争参加者に対し技術提案の改善を求めた場合、又は競争参加者から技術提案の改善希望があった場合、競争参加者は、次に示すとおり改善技術提案書等を提出するものとする。
- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 25 日 16 時 00 分まで
 - ② 提出場所 上記 5-3. のとおり
 - ③ 提出方法 上記 5-3. のとおり

5-6. 優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定

- (1) 優先交渉権者は、競争参加者から提出された技術提案書の評価を上記 5-1. (2) に示す技術提案の評価基準に基づき行い、技術評価点が最上位である者を選定のうえ通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく通知する。

※優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定通知 令和 8 年 9 月中旬を予定している。

- (2) 上記(1)で非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明請求をすることができる。なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

6. 基本協定の締結に関する事項

6-1. 基本協定の締結に関する事項

設計業務の契約にあわせて、設計業務完了後の建設工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を締結する。

7. 設計業務の契約

- 7-1. 契約保証 必要…入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》[25]を参照のこと
- 7-2. 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》[26]を参照のこと
- 7-3. 支払条件 前金払の有無 「有」
「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
- 7-4. 契約図書 設計業務の契約図書は優先交渉権者に別途通知する。
- 7-5. 設計業務の契約相手方の決定
- (1) 優先交渉権者の決定後、すみやかに優先交渉権者と当該優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計業務に関する仕様書の確認を行ったうえで、確認した仕様に基づく設計図書を作成し、優先交渉権者に対し設計図書を交付するとともに、当該設計図書に対応する設計業務に係る見積書の提出を求めるものとする。
- (2) 優先交渉権者は、次に示すとおり設計業務に係る見積書を作成し、下記(3)で指定する期日までに提出すること。見積合わせの結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積りである場合に、契約の相手方として決定する。契約の相手方は、留意事項として、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》[21]を参照のこと。
- ① 「見積書」 …入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》[12]を参照のこと
- (3) 設計業務見積合わせの日時及び場所は優先交渉権者に通知する。

8. 価格等の交渉

8-1. 価格等の交渉の実施

- (1) 優先交渉権者は設計業務の実施の後、契約責任者が交付する工事設計図書に対応する工事費見積書及び工事費内訳書及び見積条件書等（以下「工事費見積書等」という。）を提出する。
- (2) 見積書等は、設計業務期間中においても、優先交渉権者から適宜提出を求め、必要に応じて評価及び協議を実施する。
- (3) 契約責任者と優先交渉権者は、設計業務に関する協議・交渉の過程で確認された事項や設計成果等に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。
- ① 見積額の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ② 積算基準類等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ③ 優先交渉権者は、交渉後、見積条件や見積額の変更の有無にかかわらず、最終工事費見積書及び最終工事費内訳書及び最終見積条件書等（以下「最終工事費見積書等」という。）を提出する。
- ④ 価格等の交渉を経ても、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないものとする。
- ⑤ 建設工事の契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

8-2. 価格等の交渉の成立・不成立時に関する事項

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合、優先交渉権者として特定した旨を通知する。また、次順位以降の交渉権者に対しては、その理由を付して非特定の通知を行う。
- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を通知する。また、技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知し、価格等の交渉の意思を確認したうえで、基本協定及び設計業務契約の締結並びに価格等の交渉を行う。
- (3) 次順位者への意思確認の際、申請書等提出時に記載した配置予定技術者については、同等以上の者である場合にはその変更を認める。

9. 工事の契約

- 9-1. 契約保証 必要…入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[29]を参照のこと
- 9-2. 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[30]を参照のこと
- 9-3. 支払条件 前金払の有無 「有」
請負契約書 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
部分払の有無 「有」
請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。
- 9-4. 単品スライド条項の適用 請負契約書第 26 条 5 項 (単品スライド) 及び同条 6 項 (インフレスライド) について適用する。
- 9-5. 火災保険等の付保 土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。
- 9-6. 契約図書 工事の契約図書は優先交渉権者に別途通知する。
- 9-7. 優先交渉権者との建設工事の随意契約
- (1) 優先交渉権者は、建設工事の随意契約の手続きに移行するにあたり、契約責任者からの依頼に基づき、建設工事に係る見積書を提出する。
 - (2) 契約責任者は、優先交渉権者と建設工事の契約に係る見積合わせを行い、工事請負契約を締結する。
 - (3) 優先交渉権者は、設計成果を基に価格等の交渉後に提出した最終見積書等に基づいた見積書を提出しなければならないものとし、見積合わせ時における技術提案の更なる変更は認めないものとする。また、見積額は、最終見積書等に記載された当該項目毎の金額を上回らない限り変更することができる。
 - (4) 本工事においては、オープンブック方式を併用する。なお、オープンブック方式については、基本協定書第 9 条によるものとする。
- 9-8. 工事の契約後に求める契約履行要件
- (1) 工事の契約後に、配置予定技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）に契約履行要件を求めるものとする。求める履行要件については、別表 3『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に該当するものとする。
 - 1) 資格要件
主任技術者又は監理技術者が、別表 3『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に示す建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 2) 対象となる施工経験
現場代理人、主任技術者又は監理技術者（当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む）のうち、いずれかの者が、平成 22 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した別表 3『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』の同種工事 a) 及び b) の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。
 - 3) 留意事項
当該工事を特定 J V の構成員として施工した場合は、次のイ) 又はロ) に該当する場合のみ、実績として評価する。
 - イ) 特定 J V 甲型の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20% 以上であること。
 - ロ) 特定 J V 乙型の構成員としての実績の場合、分担工事が同種工事であること。
なお、施工経験における従事役職は問わない。

また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。

9-9. 技術提案の取扱いに関する事項

設計業務に係る技術提案項目については、設計業務に反映させるものとする。また、建設工事に係る技術提案項目については、技術対話時や設計業務に関する協議・交渉の過程で、その採用が認められなかった項目を除き履行するものとする。また、受注者の責めにより技術提案が未履行の場合には、修補、損害賠償を請求するとともに、工事成績評定点を減点する場合がある。

9-10. 技術提案内容の変更に関する事項

原則として、設計及び工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。ただし、受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能となった場合や、合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容を下回らないと認められた場合はこの限りではない。

9-11. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：「無」

9-12. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（改正）（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)または(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

10. 契約情報の公表

10-1. 契約情報の公表

設計業務における随意契約結果及び契約内容については、設計業務契約締結後に公表する。また、建設工事における随意契約結果、契約の内容及び契約者の選定経緯については、建設工事契約締結後に公表する。

11. その他

11-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11-2. 本件競争入札に関する質問受付期間

【受付質問内容】

質問書 A：申請書等に関する質問

質問書 B：技術提案書等に関する質問

【受付期間】

質問書 A：入札公告の日から令和 8 年 4 月 8 日 16 時 00 分まで

質問書 B：入札公告の日から令和 8 年 5 月 29 日 16 時 00 分まで

【受付場所】

上記 1-6. 「契約担当部署」

【受付方法】

質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》の冒頭「お知らせ」を参照のこと。なお、受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）

※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日 16 時 00 分までに提出すること。

※16 時 00 分を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。

11-3. 質問に対する回答日

【回答内容】

質問書 A： 申請書等に関する質問に対する回答

質問書 B： 技術提案書等に関する質問に対する回答

【回答日】

質問書 A： 令和 8 年 4 月 15 日

質問書 B： 令和 8 年 6 月 16 日

【回答方法】

NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。

※詳細については、別添 3「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

※競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

11-4. 見積の無効

入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》[23]に該当する見積又は入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[27]に該当する見積は無効とする。

11-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加または施工管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

11-6. 知的財産権について

- (1) 本工事における技術提案により生じた知的財産権の取り扱いについては、産業技術力強化法第 19 条によるものとする。
- (2) 当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないこと。
- (3) 受注者が知的財産権又は知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、上記の規定の適用に支障を与えないように契約等において定めた上で行うこと。

11-7. 苦情申立て

本工事の調達手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続きに不服がある者は、内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）電話番号：03-5253-2111（代表）に対して苦情申立てを行うことができる。

11-8. 出資割合合意書

特定JVが優先交渉権者となった場合で、かつ複数構成員工事種別がある場合は、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》[30]に示す契約書の作成と同時に、出資割合合意書を契約責任者宛てに提出するものとする。

11-9. 設計業務成果品等の貸与

本工事は、「入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》」【7】②③に定める、閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO 東日本が認める範囲で本工事に係わる設計業務成果品等を格納したDVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を、競争参加希望者に対し貸与する。

(1) 貸与用電子媒体に含まれる情報

(ア) 設計・施工に関する基本条件書による

(2) 被貸与可能者：上記4-1.に該当する者で別添2「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること

(3) 貸与方法等：上記1-6. 契約担当部署へ事前電話連絡後、別添2を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。

(4) 借用申込期間：入札公告の日から上記4-3.に示す申請書等の提出期間の最終日の前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(5) 返却期限

① 申請書等未提出の場合：申請書等提出期限日から1週間以内

② 競争参加資格無しと通知された場合：競争参加資格確認結果通知日から1週間以内

③ 契約手続きを辞退した場合：すみやかに返却するものとし、改善技術提案書提出期限日から1週間以内

④ 契約手続きに参加した場合：改善技術提案書提出期限日から1週間以内

(6) 返却方法等：上記1-6. 契約担当部署に書留郵便等の方法により、別添2とともに返却する。

（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

(7) その他

① 貸与用電子媒体は本工事に係る競争参加資格確認申請書、技術資料及び入札書作成以外の目的に使用してはならない。

② 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

③ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。

④ 本工事の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する当社への質問等は行わない。また、本工事に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。

⑤ 当社が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記(6)により速やかにこれに応じなければならない。

以上

別表1「調達手続きの日程」

(工事名) 東京外環自動車道 草加地区耐震補強工事

日程	手続き内容
令和8年3月25日	入札公告
令和8年4月8日	質問書A受付期限
令和8年4月15日	質問書A回答日
令和8年4月22日	申請書等の提出期限
令和8年5月中旬	競争参加資格の確認結果通知、技術提案書等の提出要請
令和8年5月29日	質問書B受付期限
令和8年6月16日	質問書B回答日
令和8年6月30日	技術提案書等提出期限
令和8年7月17日から 令和8年7月31日	技術提案ヒアリング（技術対話）
令和8年8月25日	改善技術提案書等の提出
令和8年9月中旬	優先交渉権者の選定

競争参加資格要件早見表

競争参加要件	施工実績	同種工事	<p>a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の耐震補強工事 ②道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の新設工事</p> <p>b) 次の①から③のいずれかの実績を有すること ①道路橋における鋼橋上部工の新設工事 ②道路橋における鋼製橋脚の耐震補強工事 ③道路橋における鋼製橋脚の新設工事</p>
--------	------	------	--

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		【特定JV(甲型)の場合】 特定JVを構成する場合の代表者 【特定JV(乙型)の場合】 各工事種別にて特定JVを構成する場合の代表者	企業が有する施工実績		
			工事種別	等級		同種工事		
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns		a) かつ b)		
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	●	a) かつ b)		
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN		a) 又は b)		
3	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	●	a) かつ b)		
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN		a) 又は b)		
		③	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN		a) 又は b)		
4	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns	●	a)		
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
5	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	●	a)		
		②	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
6	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns	●	a)		
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN			b)	
7	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	●	a)		
		②	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
		④	橋梁補修工事	Ns又はN			b)	
8	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	●	a)		
		②	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		③	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		④	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
9	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	●	a)		
		②	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		③	土木補修工事	Ns又はN		a)		
		④	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	
		⑤	橋梁補修工事	Ns又はN			b)	

・工事種別「土木補修工事」における「Ns」とは、経営事項評価点数が1250点以上の者、「N」とは、経営事項評価点数が1150点以上で1249点以下の者を示す。
 ・工事種別「橋梁補修工事」における「Ns」とは、経営事項評価点数が1200点以上の者、「N」とは、経営事項評価点数が1100点以上で1199点以下の者を示す。

別表3

契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表

契約履行要件 (契約後に技術者を 配置するための要件 ※調達手続き中の配 置は不要)	配置予定技 術者(現場 代理人、主 任技術者、 監理技術 者)に求め る項目	同種工事	a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の耐震補強工事 ②道路橋における下部工(鋼製橋脚を除く)の新設工事
			b) 次の①から③のいずれかの実績を有すること ①道路橋における鋼橋上部工の新設工事 ②道路橋における鋼製橋脚の耐震補強工事 ③道路橋における鋼製橋脚の新設工事

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者 が有する資格			現場代理人、または主任技術者又は監理技術者が有する施工経験	
			工事種別	等級	建設業許可の業種区分			同種工事	備考
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns	土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業			a) かつ b)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業			a) かつ b)	・構成員毎に技術者を配置すること。 ・構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事 a)かつb)を有すれば良い。 ・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN				a) かつ b)	
3	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業			a) かつ b)	・構成員毎に技術者を配置すること。 ・構成員①②③のうちいずれかの技術者が同種工 事a)かつb)を有すれば良い。 ・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN				a) かつ b)	
		③	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN				a) かつ b)	
4	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
5	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②③のうちいずれかの技術者が同種工事a) を有すれば良い。
		②	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
6	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員②③のうちいずれかの技術者が同種工事 b)を有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
7	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事 a)を有すれば良い。 ・構成員③④のうちいずれかの技術者が同種工事 b)を有すれば良い。
		②	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
		④	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
8	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②③のうちいずれかの技術者が同種工事 a)を有すれば良い。
		②	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		③	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		④	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
9	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②③のうちいずれかの技術者が同種工 事a)を有すれば良い。 ・構成員④⑤のうちいずれかの技術者が同種工事 b)を有すれば良い。
		②	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		③	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	
		④	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	
		⑤	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	

・工事種別「土木補修工事」における「Ns」とは、経営事項評価点数が1250点以上の者、「N」とは、経営事項評価点数が1150点以上で1249点以下の者を示す。
・工事種別「橋梁補修工事」における「Ns」とは、経営事項評価点数が1200点以上の者、「N」とは、経営事項評価点数が1100点以上で1199点以下の者を示す。